

第14号議案

令和5年度南魚沼市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度南魚沼市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-----------------------|--------------------------|
| (1) 接 続 戸 数 | 19,400 戸 |
| (2) 年 間 有 収 水 量 | 5,740,000 m ³ |
| (3) 1 日 平 均 有 収 水 量 | 15,728 m ³ |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 626,254 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため企業債（資本費平準化債（未利用施設の支払利息））55,700千円を、用途廃止施設の処理に要する経費に充てるため企業債（公営企業施設等整理債）25,300千円を借り入れる。

収 入

| | |
|-------------|--------------|
| 第1款 下水道事業収益 | 3,162,099 千円 |
| 第1項 営業収益 | 1,129,674 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 2,032,423 千円 |
| 第3項 特別利益 | 2 千円 |

支 出

| | |
|-------------|--------------|
| 第1款 下水道事業費用 | 3,097,963 千円 |
| 第1項 営業費用 | 2,821,641 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 264,629 千円 |
| 第3項 特別損失 | 1,693 千円 |
| 第4項 予 備 費 | 10,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額760,705千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収入

| | |
|-----------------|--------------|
| 第1款 資本的収入 | 1,968,659 千円 |
| 第1項 企業債 | 942,800 千円 |
| 第2項 他会計出資金 | 201,951 千円 |
| 第3項 補償金 | 25,000 千円 |
| 第4項 他会計補助金 | 675,660 千円 |
| 第5項 補助金 | 97,512 千円 |
| 第6項 受益者負担金及び分担金 | 25,736 千円 |

支出

| | |
|------------|--------------|
| 第1款 資本的支出 | 2,729,364 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 626,254 千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 2,098,110 千円 |
| 第3項 予備費 | 5,000 千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------|---------|--------------------|--|--|
| 下水道事業債 | 442,900 | 普通貸借 又は 証券発行 | 4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 借入れの年から据置期間を含み40年以内に償還するものとする。 その他借入先の融資条件に従う。 ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。 |
| 資本費平準化債 | 499,900 | | | |
| 未利用利子 | 55,700 | | | |
| 公営企業施設等整理債 | 25,300 | | | |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 85,716 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,371,692千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金のうち10,132千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 10,132 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,201千円と定める。

令和5年2月27日提出

南魚沼市長 林 茂 男